

第 32 回延岡市定例農業委員会会議録

(平成 29 年 1 月 27 日)

1. 開催日時 平成29年1月27日(金) 午前9時30分から午前10時30分
2. 開催場所 中小企業振興センター 5階 会議室1
3. 出席委員 30名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	福富幸男	13	牧野博文	25	川崎毅
2	花畑志良一				
3	小野厚文	15	黒田啓睦	27	加行保男
4	甲斐秋美	16	河野正直	28	川崎豊
5	甲斐淳一	17	菊池光雄	29	矢野茂
6	片伯部芳徳	18	甲斐憲治	30	織田竜二
7	高橋正二			31	山田博敏
8	松田勝美	20	佐藤徳幸	32	松木富士夫
9	柳田敏文	21	甲斐壽徳	33	甲斐康美
10	吉本尚人	22	吉本武久	34	鶴田忠
11	杉野林	23	原田博史		
12	井本民雄				

4. 欠席委員 4名

欠席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
14	佐藤純子	19	赤木常信	24	吉田力
26	中島富夫				

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 212 号 農地法第3条の規定による賃借権の設定について
議案第 213 号 農地法第3条の規定による所有権の移転について
議案第 214 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・J A)
議案第 215 号 農地法第5条許可申請について
議案第 216 号 非農地証明について

- 報告第 121 号 農地法第4条届出について
報告第 122 号 農地法第5条届出について
報告第 123 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 124 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 協議第 31 号 農業経営基盤強化促進法に基づく基本的な構想見直しに係る
意見について

その他

6. 農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	鬼塚 重敏	局長補佐兼 農地係長	甲斐 武親	副主幹兼 農政係長	佐藤 英男
主任主事	黒木 政良	主 事	興梠 康大	総合農政課 主 事	牧瀬 健吾
北浦産業建設課 専門主事	江川 博司				

7. 会議の概要

議 長	<p>皆さん、おはようございます。改めまして、おめでとうございます。本年もよろしくお願いいいたします。先々週から最強寒波により大変寒い日が続いています。北陸などの日本海側ではこの冬一番の降雪量を記録した地域もありますし、雪による事故が多発しております。宮崎県は雪の心配はないですが、最近、鳥インフルエンザじゃなく、人間がかかるインフルエンザが流行り始めていますので体調管理には十分に注意してください。</p> <p>それでは、ただ今から第 32 回、延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>委員総数 34 名中 30 名の出席を得ております。従いまして農業委員会に関する法律並びに延岡市農業委員会規則第 8 条の規定による過半数に達しているため、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 13 番、牧野博文委員と委員番号 20 番、佐藤徳幸委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 212 号の農地法第 3 条の規定による賃借権の設定についてから議案第 216 号の非農地証明願いについてまで議案 5 件、報告案件が 4 件、協議案件が 1 件となっています。</p> <p>それでは議案第 212 号農地法第 3 条の規定による賃借権の設定について提案いたします。</p> <p>整理番号 1 番の説明を委員番号 33 番、甲斐康美委員より説明をお願いします。</p>
甲斐委員	<p>委員番号 33 番の甲斐です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は北方町で田が 4 筆の 2,611 ㎡です。契約期間は平成 29 年 2 月 1 日から 5 年間です。貸人は北方町在住の男性で、借人も同じく北方町在住の 63 歳の男性です。借人の経営状況は 8,061 ㎡で、労力人は 2 人。申請理由は農業経営規模拡大です。1 月 24 日に現地調査を行いました。貸人は高齢のため農業経営が困難であり、今回の申請に至りました。地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>続きまして判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで、整理番号 1 番については問題ありませんでした。第 7 号につきましては、ただ今、甲斐康美委員より説明及び現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いということなので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、甲斐康美委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>

議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第213号農地法第3条の規定による所有権の移転について提案いたします。なお、整理番号2番については委員番号20番、佐藤徳幸委員と関連がございますので退室後の審議となります。</p> <p>それでは整理番号1番について委員番号20番、佐藤徳幸委員より説明をお願いいたします。</p>
佐藤委員	<p>委員番号20番の佐藤です。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は北川町長井で、田が1筆の49㎡です。譲渡人は栗野名町在住の男性で、譲受人は北川町長井在住の62歳の男性です。譲受人の経営状況は8,024㎡で、労力人は2人。申請理由は農業経営規模拡大となっております。1月24日に現地調査を行いまして、地域との調和要件については問題ありませんでした。譲受人は農業に対する意欲、経験等十分であり、特に問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、整理番号1番について問題はありませんでした。第7号につきましては、ただ今、佐藤徳幸委員より説明及び現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いということなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、佐藤徳幸委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。</p> <p>何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして整理番号2番について審議いたします。佐藤徳幸委員は退室をお願いいたします。</p>
佐藤委員	<p>(佐藤 徳幸委員退室)</p>
議長	<p>それでは整理番号2番について委員番号12番、井本民雄委員より説明をお願いいたします。</p>
井本委員	<p>委員番号12番の井本です。整理番号2番についてご説明いたします。農地の所在は北川町の長井で、畑1筆の244㎡です。譲渡人は塩浜町在住の方で、譲受人は北川町長井在住の41歳の男性です。譲受人の経営状況は11,412㎡で労力人は4人。申請理由は農業経営規模拡大です。1月21日に現地確認を行い地域との調和要件については問題ありませんでした。譲渡人は高齢のため、農業を続けることができず、今回の申請に至りました。また、譲受人は農業に対する意欲、経験等十分であり、特に問題無いと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>

議 長	続きまして判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、整理番号2番について問題はありませんでした。第7号につきましては、ただ今、井本民雄委員より説明及び現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いということなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議 長	ただ今、井本民雄委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。佐藤徳幸委員の入室をお願いいたします。
佐藤委員	(佐藤徳幸委員入室)
議 長	続きまして議案第214号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。 なお、整理番号17番、18番、19番については、委員番号6番、片伯部芳徳委員、委員番号30番、織田竜二委員、委員番号17番、菊池光雄委員とそれぞれ関連がございますので、退室後の審議となります。 それでは整理番号1番から16番までの説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	はい。それでは議案第214号、農用地利用集積計画（JA延岡分）について説明いたします。議案書は6から9ページとなります。貸し人や借り人、農地の所在等の詳細については議案書に記載のとおりで、契約内容は3年から6年の賃借権と使用貸借権になっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして整理番号17番について審議いたします。片伯部芳徳委員の退室をお願いいたします。

片伯部委員	(片伯部芳徳委員退室)
議 長	それでは事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは整理番号 17 番について説明いたします。農地の所在は二ツ島町で田が 3 筆の 1,770 m ² となっています。貸し人は無鹿町 1 丁目に在住の男性の方で借り人は浜町在住の男性の方です。契約内容は 5 年の賃借権となっています。計画内容につきましては農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。片伯部芳徳委員の入室をお願いいたします。
片伯部委員	(片伯部芳徳委員入室)
議 長	続きまして整理番号 18 番について審議いたします。織田竜二委員の退室をお願いいたします。
織田委員	(織田竜二委員退室)
議 長	それでは事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは整理番号 18 番について説明いたします。農地の所在は塩浜町 3 丁目と沖田町で田が 10 筆の 5,506 m ² となっています。貸し人は平原町 3 丁目に在住の男性の方で借り人は小野町在住の男性の方です。契約内容は 5 年の賃借権となっています。計画内容につきましては農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。 ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。織田竜二委員

	の入室をお願いいたします。
織田委員	(織田竜二委員入室)
議 長	続きまして整理番号 19 番について審議いたします。菊池光雄委員の退室をお願いいたします。
菊池委員	(菊池光雄委員退室)
議 長	それでは事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは整理番号 19 番について説明いたします。農地の所在は北方町曾木で田が 1 筆の 797 m ² となっています。貸し人は北方町南久保山地区在住の男性の方で借り人は北方町北久保山地区在住の男性の方です。契約内容は 6 年の賃借権となっています。計画内容につきましては農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。 ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。菊池光雄委員の入室をお願いいたします。
菊池委員	(菊池光雄委員入室)
議 長	続きまして議案第 215 号、農地法第 5 条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。 それでは整理番号 1 番について委員番号 7 番、高橋正二委員より説明をお願いいたします。
高橋委員	委員番号 7 番の高橋です。整理番号 1 番についてご説明いたします。所在は鯛名町で畑 1 筆の 218 m ² です。譲渡人は鯛名町在住の方で、譲受人も同じく鯛名町在住の会社員です。申請理由は駐車場となっています。1 月 24 日に県の担当者、譲受人とともに現地調査を行いました。次ページのナンバー 1 に位置図があります。申請者によりますと、自宅への道が狭く、子供が帰省した際の駐車場も無いとのことで、車両で進入した際は転回することもできない状態でした。雨水等の対策につきましては、側溝を設けて河川に流すとのことで、特に問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	続きまして整理番号 2 番について委員番号 21 番、甲斐壽徳委員より説明をお願いいたします。
甲斐委員	委員番号 21 番の甲斐です。整理番号 1 番についてご説明いたします。所在は吉野町

	<p>で田3筆の合計822㎡です。申請理由は農業用倉庫、資材置場、駐車場となっています。貸人、借人ともに吉野町在住で親子関係にあたります。借人は農業の後継者として両親とともに農業経営を行っており、また地域の営農集団のオペレーターとしても頑張っております。1月24日に現地調査を行いました。位置図を見ていただければ分かるかと思いますが、周囲の農地のほとんどは、本案権の借人が耕作している状況であり、営農上の支障はまったくございません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして整理番号3番について委員番号16番、河野正直委員より説明をお願いいたします。</p>
河野委員	<p>委員番号16番の河野でございます。整理番号3番についてご説明申し上げます。所在は北浦町古江で、田が1筆の404㎡です。譲渡人は北浦町古江の方で、譲受人も北浦町古江の鍼灸医の方です。申請理由は一般住宅の建設となっています。1月24日に私、小野委員、県、事務局で現地調査を行いました。申請地は14ページの地図でおわかりいただけると思いますが、周囲に民家が点在しております。北側に畑がございますが、1m程高くなっており、農作業に支障はございません。特に問題は無いと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして整理番号4番について委員番号28番、川崎豊委員より説明をお願いいたします。</p>
川崎委員	<p>委員番号28番の川崎です。整理番号4番についてご説明いたします。所在は高野町で田1筆です。貸人は高野町の方で、借人は現在奈良県に在住の方です。貸人、借人は兄妹関係にあたり、申請理由は一般住宅の建設です。1月24日に県、事務局、土地所有者とともに現地調査を行いました。周囲の農地への影響は無いと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。農地区分について説明いたします。整理番号2番につきましては、第2種農地と記載されていますが、正しくは農振農用地です。農振農用地ではございますが、農業用施設ということで許可相当となっております。議案書の訂正をお願いいたします。整理番号3番につきましては、インターチェンジの乗り口が半径300mの範囲内にかかるため、第3種農地となっております。残りの2件は第2種農地となっております。付近に第3種農地がないため許可相当となっております。4件とも立地基準に問題はありませんでした。また他法令と照らし合わせても一般基準に問題ありません。周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、担当委員及び事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
花畑委員	<p>委員番号2番の花畑です。整理番号2番について、農振農用地ということでしたが、先に農振を除外する手続きは行わなくて良いのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の案件につきましては、申請理由が農業用施設ということもあり、農振除外の手続きを行わずとも、用途変更をかける形で対応可能です。</p>
花畑委員	<p>分かりました。</p>

議 長	他に何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては、県に進達いたします。続きまして議案第 216 号、非農地証明願いについて提案いたします。それでは整理番号 1 番案件につきまして委員番号 20 番、佐藤徳幸委員より説明をお願いいたします。
佐藤委員	委員番号 20 番の佐藤です。整理番号 1 番についてご説明します。所在は北川町で、畑 1 筆の 32 ㎡です。申請人は大分県の方で、10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難であるとの理由で申請がありました。1 月 19 日に現地調査を行いました。現地は雑木が生い茂り、今後も農地として活用することは困難であると判断しました。非農地とすることで周囲の農地への影響はありません。皆様のご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	ただ今、佐藤徳幸委員より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。以上で議案の審議は終了いたします。次に報告事項について事務局よりお願いいたします。
事務局	それでは、事務局より報告事項について説明いたします。まず報告第 121 号農地法第 4 条の届出についてです。議案書 19 ページに記載されております。3 件の届出があり、田が 2 筆の 461 ㎡、畑が 4 筆の 616 ㎡、合計 6 筆の 1,077 ㎡となっています。続きまして報告第 122 号農地法第 5 条届出についてです。議案書の 21、22 ページに記載されております。全部で 13 件の届出があり、田が 7 筆の 3,306 ㎡、畑が 9 筆の 2,458.19 ㎡、合計 16 筆の 5,764.19 ㎡となっています。報告第 121 号、122 号ともに申請書類及び添付書類等に問題もなく、事務局長の専決により受理しております。私からは以上です。
事務局	続きまして報告第 123 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてです。この案件は合意解約の分です。議案書の 24 ページに記載されております。4 件の届出がありまして、田が 5 筆の 3,181 ㎡となっています。続きまして報告第 124 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の 26 から 27 ページに記載されております。全部で 4 件の届出がありました。田が 20 筆の 11,345.98 ㎡、畑が 20 筆の 5,324 ㎡、山林が 1 筆の 286 ㎡。合計 41 筆の 16,955.98 ㎡となっています。内容は記載のとおりです。また、現況が農地以外になっている所については、文書等で指導していきたいと考えております。報告は以上です。
議 長	ただ今、事務局より報告がありました。報告内容等について、ご質問はございませ

委員	<p>んか。</p> <p>ありません。</p>
議長	<p>無いようなので、続いて協議第 31 号、農業経営基盤強化促進法に基づく基本的な構想見直しに係る意見について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
総合農政課	<p>総合農政課です。私の方から農業経営基盤強化促進法に基づく基本的な構想見直しに係る意見についてご説明いたします。</p> <p>お手元の資料の方に、基本構想の見直し案をお示ししております。この農業経営基盤強化促進法は、地域の担い手に農地を集約していく、というような法律になっておりまして、県の基本構想の更新に合わせて、5年毎に市の基本構想も見直すこととなっております。</p> <p>農業委員の皆様今回意見をいただく経緯といたしましては、農業経営基盤強化促進法の中で、所管する地域の農業委員並びに農協の意見を求めることと定められていることに基づき、今回総会にかけさせていただきました。</p> <p>変更の要点は大きく2箇所ございまして、1点目は、県の構想に合わせた文面の変更です。前回の見直しが2年前にありまして、定期的な見直しではなく、基盤強化法の改正に基づくものでした。今回はそこから状況の変化等を踏まえて、記載内容の見直しが行なわれています。2点目が、基本構想の中で、地域の担い手に農地を集約していくというような項目がございしますが、その中で認定農業者を認定するための指標の見直しを合わせておこなっております。資料の最後につけておりますA4の1枚紙に記載しておりますのでごらん下さい。この内容につきましてはJAや県の普及センターといった関係機関と協議し、作成したものになります。これらに関して皆様のご意見を伺えたらと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今総合農政課より説明がありましたが協議第 31 号について、ご質問はございませんか。</p>
片伯部委員	<p>委員番号6番の片伯部です。基本構想の10ページに記載している法人の項目についてですが、今までは農業生産法人ということで農地に対する権利の設定が可能になっていましたが、今後は農地所有適格法人となれば誰でも農地の権利設定が可能となるのでしょうか。</p>
総合農政課	<p>10ページに記載されている部分に限らず、農業生産法人という標記が農地所有適格法人へと変更されています。これは法の改正に伴い名称が変更されたことによるもので、大きな変更はございません。個々の案件で判断していくことになります。</p>
片伯部委員	<p>例えば土建業ですとか、農家でなくても、農地所有適格法人として認められれば農地を所有できると解釈してよろしいですか。</p>
総合農政課	<p>要件を満たすことができれば不可能ではありません。具体的にご相談いただければ対応していきたいと考えております。</p>
事務局	<p>補足させていただきます。ただ今、総合農政課から説明がありましたが、法改正に伴い農業生産法人は農地所有適格法人へと呼称が変更になりました。延岡市においては、今まで農業生産法人と呼ばれていた法人について、問題無く農地所有適格法人へと変わ</p>

	<p>りました。これから新たに農地を所有したいという法人が現れた時、農地所有適格法人と認められるためには、事業要件つまり売上高の過半が農業であることや出資者要件等審査していくこととなります。その後は当然、総会の場で皆様に審議していただくこととなります。農業と何ら関わりの無い法人が農地の所有を認められることは、原則無いと思っただいて大丈夫です。</p>
片伯部委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いようなので、以上を持ちまして第 32 回定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。</p>
<p>次回定例農業委員会 2月28日(火) 午前9時30分～ 本庁舎 2階 講堂</p>	

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 福 富 幸 男

13 番 牧 野 博 文

20 番 佐 藤 徳 幸